

利用者支援事業（基本型）における 従事要件について

利用者支援事業（基本型）における従事要件について

<考え方>

利用者支援事業の基本型に従事するにあたって、

- ・利用者支援専門員として求められる役割は、利用者と地域の子育て資源や資源間のコーディネートであり、その機能はソーシャルワーク的なものであること
- ・地域の子育て資源について深い理解と地域の子ども・子育て支援の関係者との密な関係を構築しておく必要があることから、子ども・子育て支援に関する事業の実務経験を求めることを基本とする。

<検討点>

1. 従事する業務の内容（★）

利用者支援専門員には、利用者と地域の子育て資源また資源間をコーディネートをする役割が求められ、その機能はソーシャルワーク的なものである。そのため、相談・コーディネート等の業務内容が必ず含まれている事業等に従事した場合に実務経験の対象とすることを原則として、詳細な判断は自治体の裁量とする。

【事業（業務）例】

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・保育所における主任保育士業務
- ・社会福祉士の資格要件となっている相談援助実務のうち、子ども・子育て支援分野に関する業務 等

2. 従事する期間

- ・無資格者・未経験者の場合：3年
- ・有資格者の場合：1年

【他制度の例】

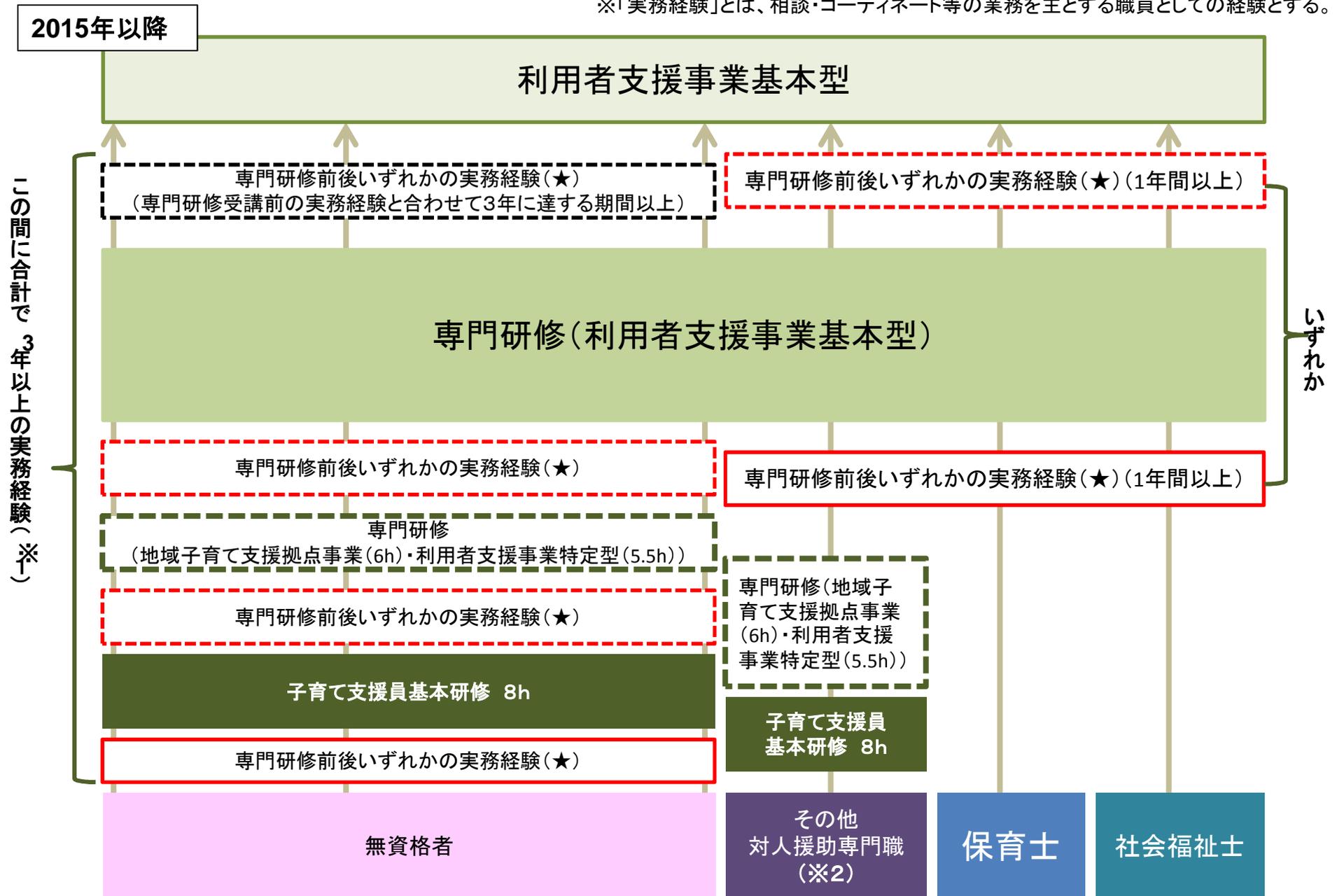
- ・社会福祉士の相談援助実務経験：大学を卒業している場合は1年～2年（大学での就学年数や履修科目による）。
それ以外は4年
- ・障害児指定相談事業所の相談支援専門員：3年以上～10年以上
(実務経験に含まれる業務の範囲による)

【論点】

- ・ 3年又は1年の実務経験期間を設けた場合、1週間あたりの勤務日数の違いについてどのように考えるか。例えば、3年間の実務経験を要する場合に、週3日勤務することを基本としつつ、週1日又は2日勤務している場合には、必要な従事する期間を4年半や9年などとして、また週5日勤務の場合は1年半などとして、実質的に週3日勤務した場合と同様の経験の量を担保すべく、1週間あたりの勤務日数によって、実務経験期間を伸縮することも考えられないか。
- ・ 上記を基本としつつ、各市町村に裁量の余地を持たせるかどうか。
- ・ 既に本事業を実施している場合には適用しないこととしてはどうか。（経過措置の適用）

利用者支援事業（基本型）における従事要件について 【フロー図】

※「実務経験」とは、相談・コーディネート等の業務を主とする職員としての経験とする。



【論点】

- ※1 研修の実施時期や定員枠などの都合上、3年以上の実務経験を終えたタイミングで、即座に研修を受けられる保証が必ずしもないため、無資格者についても、基本は従事要件として位置づけた上で、専門研修の内容を理解する上で望ましい従事期間を目安として、専門研修受講前に最低必要となる実務経験（ex. 1年～1年半以上）をお示しし、残りの期間は、研修修了後でも可とすることは考えられないか。

- ※2 「その他对人援助専門職」には、実務経験の対象とされる事業（業務）に従事する者としてはどうか。ただし、資格を取得せずに従事できる事業（業務）を除く。